

岐阜県公報

号外 (七) 平成二十五年 四月 一日

目 次

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則	(医療整備課)	一
岐阜県看護職員修学資金貸付規則を廃止する規則	(同)	三
岐阜県看護特別修学資金貸付規則を廃止する規則	(同)	三

規 則

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第四百十九号）の一部を次のように改正する。

「 岐阜県知事様

添付書類

1 医師の診断書

別記第一号様式中、
（発行の日から1か月以内）

2 戸籍抄（謄）本

（発行の日から6か月以内）

「 岐阜県知事様

添付書類

1 医師の診断書

（発行の日から1か月以内）

2 戸籍抄（謄）本

（発行の日から6か月以内）

なお、日本の国籍を有しない者は、次の書類を添付して

(1) 中长期在留者及び特別永住者：住民票の写し（国籍等

県 の 受 付 印

県 の 受 付 印

県 の 受 付 印

県 の 受 付 印

保健所の受付印

を

2 戸籍抄（謄）本

（発行の日から6か月以内）

県 の 受 付 印

(2) 短期在留者：旅券その他の身分を証明する書類の写し

保健所の受付印

㊦ 「かい書」 や 「楷書」 ㊧㊨㊩㊪

ださい。
の記載があるもの」

生年月日	年	月	日	性別
------	---	---	---	----

添付書類

1 提出期限 (30日) を過ぎたときは

㊫㊬㊭㊮㊯㊰

遅延理由書

2 戸籍抄 (謄) 本

(発行の日から6か月以内)

3 免許証

登録番号	登録年月
県の受付印	保健

生年月日	年	月	日	性別
------	---	---	---	----

添付書類

1 提出期限 (30日) を過ぎたときは

遅延理由書

㊫ 2 戸籍抄 (謄) 本

(発行の日から6か月以内)

なお、日本の国籍を有しない者は、次の書類を添付してください

(1) 中长期在留者及び特別永住者：住民票の写し (国籍等の変更事項を証明する書類

(2) 短期在留者：旅券その他の身分を証明する書類の写し、

明する書類

3 免許証

3 免許証

男・女

録日	所の受付印
----	-------

㊦ 「かい書」 や 「楷書」 ㊧㊨㊩㊪ 「生年月日は」 や㊫㊬

い。

記載があるもの、

変更事項を証

㊫㊬㊭㊮㊯㊰ 「失そうの」 や 「失踪の」 ㊦ 「失そう宣告」 や 「失踪宣告」 ㊧㊨㊩㊪

㊫㊬㊭㊮㊯㊰ 「き損」 や 「損傷」 ㊦ 「 3 住民票 (発行の日から6

か月以内) 」 や 3 住民票の写し (戸籍の記載があるもの) 又は戸籍抄

行の日から6か月以内) 行の日から6か月以内)

なお、日本の国籍を有しない者は、次の書類を添付し

(1) 中长期在留者及び特別永住者：住民票の写し (国籍

するもの) (2) 短期在留者：旅券その他の身分を証明する書類の写

(謄) 本 (発

てください。

㊦ 「かい書」 や 「楷書」 ㊧㊨㊩㊪ 「生年月日は」 や㊫㊬

等の記載があ

し

」

㊫㊬㊭㊮㊯㊰ 「かい書」 や 「楷書」 ㊧㊨㊩㊪

㊫㊬㊭㊮㊯㊰ 「き損」 や 「損傷」 ㊦ 「かい書」 や 「楷書」 ㊧㊨㊩㊪

登 録

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県看護職員修学資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十六号

岐阜県看護職員修学資金貸付規則を廃止する規則

岐阜県看護職員修学資金貸付規則（昭和四十二年岐阜県規則第七十三号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による廃止前の岐阜県看護職員修学資金貸付規則第十条第二項に規定する借受人については、同項及び同条第三項並びに同規則第十二条から第十九条までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

岐阜県看護特別修学資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県看護特別修学資金貸付規則を廃止する規則

岐阜県看護特別修学資金貸付規則（平成四年岐阜県規則第二十六号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による廃止前の岐阜県看護特別修学資金貸付規則第十条第二項に規定する借受人については、同項及び同条第三項、同規則第十一条並びに同規則第十三条から第二十条までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社